

第1 審査会の結論

広島県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求の対象となった行政文書不開示決定で不開示とした情報のうち、別表に掲げる部分については開示すべきである。

第2 審査請求に至る過程

1 開示の請求

審査請求人は、令和3年4月15日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、令和3年度広島県公立高等学校入学者選抜における職員用入試要項（試験監督実施マニュアル）の開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、公にすることにより入学者選抜の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が含まれており、条例第10条第6号に該当することを理由として、次のとおり決定を行い、令和3年4月28日付けでそれぞれ審査請求人に通知した。

(1) 行政文書不開示決定（府高第1号）（以下「本件処分1」という。）

対象文書：令和3年度入学者選抜（Ⅱ）等実施要領（以下「本件対象文書1」という。）

(2) 行政文書不開示決定（神旭高第1号）（以下「本件処分2」という。）

対象文書：令和3年度入学者選抜（Ⅱ）実施要領（以下「本件対象文書2」という。）

(3) 行政文書不開示決定（戸高第1号）（以下「本件処分3」といい、本件処分1、本件処分2及び本件処分3を総称して「本件処分」という。）

対象文書：令和3年度入学者選抜 選抜（Ⅱ）実施要領（以下「本件対象文書3」といい、本件対象文書1、本件対象文書2及び本

件対象文書 3 を総称して「本件対象文書」という。)

3 審査請求

審査請求人は、令和 3 年 5 月 6 日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第 2 条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、公開するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

本件対象文書を公にすることにより、入学者選抜試験において、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは思えず、本件処分は、違法、不当である。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件対象文書 1 は広島県立府中高等学校（以下「府中高等学校」という。）において令和 3 年度入学者選抜（Ⅱ）を実施するためのものであり、「実施内容」、「業務分担」、「採点」等が記載されている。

本件対象文書 2 は広島県立神辺旭高等学校（以下「神辺旭高等学校」という。）において令和 3 年度入学者選抜（Ⅱ）を実施するためのものであり、「実施内容」、「業務分担」、「採点」等が記載されている。

本件対象文書 3 は広島県立戸手高等学校（以下「戸手高等学校」という。）において令和 3 年度入学者選抜（Ⅱ）を実施するためのものであり、「実施内

容」,「業務分担」,「採点」等が記載されている。

- 2 本件対象文書は,当該学校の入試委員に対して行う事前会議で配布し,「実施内容」,「業務分担」,「採点」等について説明を行うために用いるものである。その記載内容としては,「日程」,「業務分担」,「受検者に対して説明される放送原稿や監督者の原稿」,「採点」等が記載されており,これらが開示された場合,入試委員がいかなる時間帯にどのような準備,行動を行っているかの詳細や,各検査場における検査時間の管理方法及び問題用紙,解答用紙等の授受方法や管理方法の詳細,検査当日に受検者に対していつ,どのような内容の注意事項が配布され,また放送され,監督者から説明されるのかが明らかとなる。このような検査実施に係る具体的な情報が開示されれば,検査妨害行為や不正行為をもくろむ者が,入試委員の動静を把握し,その隙に乘じたり,効果的な妨害行為を行って検査時間を混乱させたり,問題用紙や解答用紙の奪取を図ったりするなどして検査妨害行為や不正行為が行われることを容易にするおそれがある。また,監督者等の対応状況や注意状況を事前に把握してその状況を利用することによって,それらの行為に及ぶことが容易になることや,微細な事項につき,要領の記載内容と実際の監督者等の対応が齟齬しているなどという指摘が多発して,監督者等においてその対応に追われるなどすることにより,検査の実施運営上の困難が生じる。

したがって,本件対象文書を開示することによる入学者選抜事務の適正な遂行に及ぼす「支障」の程度は,実質的なものであるといえ,支障を及ぼす「おそれ」の程度についても,法的保護に値する蓋然性があるといえるため,条例第10条第6号イに該当する。

- 3 以上のとおりであるから,本件処分には,何ら違法又は不当な点はない。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件請求の対象文書は,令和3年度広島県公立高等学校入学者選抜における職員用入試要項(試験監督実施マニュアル)である。

実施機関は,職員用入試要項(試験監督実施マニュアル)は各校長が各校ごとにそれぞれ作成したものであることから,請求の趣旨を審査請求人に確

認した上で、対象範囲を府中高等学校，神辺旭高等学校及び戸手高等学校の選抜種類が選抜（Ⅱ）であるものに限定し，それにより本件対象文書を特定した。

審査請求人は，実施機関が対象範囲を限定し，本件対象文書を特定したことについて，審査請求において何ら主張していない。

このため，当審査会では，本件対象文書について，実施機関が不開示とすべきとしている部分について，以下，本件対象文書を見分した結果を踏まえ，検討する。

2 本件処分の妥当性について

条例第10条第6号は，「県の機関又は国，独立行政法人等，他の地方公共団体，地方独立行政法人若しくは地方公社が行う事務又は事業に関する情報であつて，公にすることにより，次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示とするべき情報として規定し，その典型的なものとして同号にイからホまでが掲げられている。

実施機関は，本件対象文書を開示することにより，同条第6号に掲げるおそれのうち，「イ 監査，検査，取締り，許可，認可，徴税又は試験に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれ」があると説明している。

本件対象文書は，それぞれ独立したものであるが，全て令和3年度の入学者選抜に係る行政文書であつて，おおむね同様の構成となっていることから，各文書についてまとめて同条第6号該当性の検討を行う。

(1) 本件対象文書1は府中高等学校において，本件対象文書2は神辺旭高等学校において，本件対象文書3は戸手高等学校において，令和3年度入学者選抜（Ⅱ）を実施するに当たって，各校の入試委員等に説明するために各校が作成した文書であり，「実施内容」，「業務分担」，「採点」等の情報で構成されている。

(2) 実施機関は，本件対象文書1，本件対象文書2及び本件対象文書3の全てを不開示とし，その理由は，上記第4のとおり説明している。

(3) 本件対象文書には、確かに、それぞれ「実施内容」、「業務分担」、「採点」等の情報が記載されている。これらは、試験の具体的な実施内容等に関する情報であって、その内容は、各校のこれまでの経験やノウハウを含めて作成されるものであり、そうした情報が逐一開示されることになると、検査妨害行為や不正行為を行うことを容易にするおそれや、検査の実施運営上の困難が生じるおそれがあることは否定できない。

一方で、当審査会において、実施機関に確認し、また、実施機関から提出された関係文書を見分したところ、本件対象文書には、次のような情報も含まれている。

ア 志願状況、学力検査の日程等

志願状況、学力検査の日程等の情報については、開示請求時に実施機関のホームページに掲載され、既に公になっている。

イ 受検者に対する注意事項等

検査場内の各自の席に持ち込みができないもの等については、各校の入学者選抜実施要項に記載があり、既に公になっている。また、その他の受検者への注意事項についても、神辺旭高等学校及び戸手高等学校においてはこれらを印刷されたものが受検者に配布され、検査終了後も回収されていない。また、府中高等学校については、受検者への配布文書には詳細が記載されていないが、受検者への注意事項の内容は、神辺旭高等学校及び戸手高等学校と同様のものである

このように、本件対象文書には、実施機関のホームページや受検者向けの実施要領等において既に公になっている情報が含まれている。

実施機関に対し、この点について確認したところ、実施機関からは、本件対象文書に記載されている内容については、文書の性質上、全ての部分に検査内容を示す要素が含まれており、これらは一体のものと考えている旨の回答があった。

条例第11条第1項は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、当該不開示情報が記録されている部分を除いて、

当該行政文書の開示をしなければならない」としている。

この規定は、行政文書は「原則開示」との広島県の情報公開制度の趣旨から、開示請求のあった行政文書の一部に不開示情報に該当する情報が記録されている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該不開示情報に該当する部分以外の部分について行政文書の開示をすることを定めたものである。このため、条例第10条の「不開示情報」に該当する行政文書であっても、条例第11条の「部分開示」のできる要件を満たす場合には、その部分を開示する必要がある。

そうすると、上記ア及びイの情報は、既に公になっている情報であり、また、本件対象文書に記載されている文書名や項目見出しの情報については、試験の具体的な実施内容等に関する情報といえないことから、これらを公にしたとしても、検査妨害行為や不正行為を行うことを容易にするおそれや、検査の実施運営上の困難が生じるおそれがあるとは認められない。

また、これらの情報と上記の不開示情報に該当する部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できないということはない。

したがって、本件対象文書のうち別表の「開示が妥当であると判断する部分」に記載している部分については開示すべきである。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記4のとおりである。

別表 当審査会において開示が妥当であると判断する部分

対象文書	ページ等	開示が妥当であると判断する部分
令和3年度入学者選抜 (Ⅱ) 等実施要領 広島県立府中高等学校		・ 全てのページ番号
	表紙	・ 全て
	目次	・ 全て
	1	・ 1行目
	2	・ 1行目 ・ 2行目から4行目までの表 ・ 5行目 ・ 6行目から最終行までの表のうち別記1の図において斜線で示す部分
	3	・ 1行目
	4	・ 1行目
	5	・ 1行目
	6	・ 1行目
	11	・ 1行目
	16	・ 1行目 ・ 10行目
	17	・ 1行目
	21	・ 1行目 ・ 19行目
	22	・ 1行目から24行目まで ・ 33行目及び34行目
23	・ 1行目	
25	・ 1行目	
令和3年度入学者選抜 (Ⅱ) 実施要領 広島県立神辺旭高等学校		・ 全てのページ番号
	表紙	・ 1行目から12行目まで ・ 20行目から22行目まで ・ 29行目から34行目まで

対象文書	ページ等	開示が妥当であると判断する部分
	1	・ 1行目
	2	・ 1行目 ・ 2行目から8行目までの表のうち別記2の図において斜線で示す部分 ・ 13行目
	3	・ 1行目の1文字目から10文字目まで ・ 下から22行目
	15	・ 26行目の1文字目から14文字目まで ・ 27行目から47行目まで
	16	・ 1行目から11行目まで ・ 13行目 ・ 15行目 ・ 18行目から27行目まで
	18	・ 下から1行目
	20	・ 1行目 ・ 9行目 ・ 17行目
	21	・ 1行目の1文字目から13文字目まで
	令和3年度入学者選抜 選抜(Ⅱ)実施要領 広島県立戸手高等学校	
表紙		・ 1行目から6行目まで
目次		・ 全て
1		・ 1行目
2		・ 1行目
4		・ 1行目及び2行目 ・ 3行目及び4行目の表 ・ 5行目
5		・ 1行目から28行目まで ・ 30行目から33行目まで

対象文書	ページ等	開示が妥当であると判断する部分
	6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目
	7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目 ・ 2行目から29行目までの表のうち別記3の図において斜線で示す部分
	8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目
	9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下から17行目
	11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10行目
	12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目
	19	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目
	21	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7行目 ・ 13行目

別記 1

別記 2

[Hatched]			[Hatched]		
[Hatched]	[Hatched]	[Hatched]	[Hatched]	[Hatched]	[Hatched]
[White]	[White]	[White]	[White]	[White]	[White]
[Hatched]	[Hatched]	[Hatched]	[Hatched]	[Hatched]	[Hatched]
[Hatched]	[Hatched]	[Hatched]	[Hatched]	[Hatched]	[Hatched]
[Hatched]	[Hatched]	[Hatched]	[Hatched]	[Hatched]	[Hatched]

別記 4

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 3 年11月29日	・ 諮問を受けた。
令和 4 年 7 月29日 (令和 4 年度第 4 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 4 年 9 月 2 日 (令和 4 年度第 5 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 4 年 9 月30日 (令和 4 年度第 6 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 4 年10月28日 (令和 4 年度第 7 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参考

答申に関与した委員（五十音順）

【第 3 部会】

中 根 弘 幸 (部 会 長)	弁護士
金 谷 信 子	広島市立大学教授
山 田 明 美	広島修道大学准教授